



**ダメ！空き家の放置**

被後見人が所有する**空き家・留守宅**の

**定 期 訪 問**  
始 め て い ま す か ？

**被後見人が所有する不動産は  
成年後見人が適切に管理を行いましょう**

平成27年に施行された法律「空き家等対策の推進に関する特別措置法」には  
**所有者または管理者に空き家を適切に管理する責務がある**と定められています  
最低でも毎月一度は空き家を訪問して、必要な作業を行うようにしてください

後見人ご自身(またはお身内)で管理を行う



空き家の管理って  
なにやればいいのか？

成年後見人  
となった息子さん

空き家ガーディアンズはホームページ上で  
空き家・留守宅を適切に管理するために  
必要な作業についての解説を行っています

身内が行なう**空き家・留守宅の維持管理 20のポイント**

**www.akiya-g.jp/self**

専門業者に管理を委託する



**空き家管理の  
プロです！**

空き家ガーディアンズは  
福岡県(全域)・山口県(西部)に所在する  
空き家・留守宅の維持管理を  
行っている専門業者です

**www.akiya-g.jp**

**サービス内容や料金については裏面をご覧ください**